

造林事業請負標準仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

- 第1条 この標準仕様書は森林管理局、森林管理署、森林管理署支署及び森林管理事務所が実施 する造林事業請負に適用する。
- 2. この標準仕様書は、造林事業請負の実行に関する一般的事項を示すものであり、個々の事業 に対し特別必要な事項については、別に定める各森林管理局長が定める仕様書(以下、「森林管 理局仕様書」という。)及び特記仕様書によるものとする。
- 3. 契約図書、図面、森林管理局仕様書及び特記仕様書に記載された事項は、この標準仕標書に 優先するものとする。
- 4. 設計図書に関して疑義の生じた場合は、監督職員と協議の上、事業を実行するものとする。
- 5. 請負者は、信義に従って誠実に事業を履行し、かつ事業実行の細部については監督職員の指示に従わなければならない。また、監督職員の指示がない限り事業を継続しなければならない。 ただし、国有林野事業造林事業請負契約約款(以下「請負契約約款」という。)第27条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。
- 6. この標準仕様書において書面により行わなければならないとされているものは、法令に違反 しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方 法を用いて行うことができるものとする。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなけ ればならない。

(用語の定義)

- 第2条 この標準仕様書において、各条項に掲げる用語は、次の定義によるものとする。
- 1. 監督職員とは、現場監督業務を担当し、請負者に対し必要な指示、協議承諾、契約図書に基づく事業進捗状況の管理、立会い、事業実行状況の検査等(確認を含む。)等を行う者をいう。
- 2. 契約図書とは、契約書、請負契約約款及び設計図書をいう。
- 3. 設計図書とは、本仕様書、森林管理局仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に 対する質問回答書をいう。
- 4. 仕様書とは、各事業に共通する標準仕様書、森林管理局仕様書、各事業ごとに規定される特 記仕様書を総称していう。
- 5. 標準仕様書とは、造林事業請負において、事業の実行及び管理に関して一般的事項を示した ものである。
- 6 森林管理局仕様書とは、各森林管理局長が各作業の具体的な実行方法の基準等を示したものである。
- 7. 特記仕様書とは、個々の事業に対して固有の技術的要求等、特別な事項を定めたものである。
- 8. 質問回答書とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者

が回答する書面をいう。

- 9. 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び設計図のもととなる設計計算書等をいう。
- 10. 事業計画書とは、請負契約約款第3条の規定に基づくものである。
- 11. 作業計画書とは、労働安全衛生規則等に基づき、事業を安全に行うため、あらかじめ作業の場所や使用する機械等の状況を確認した上で定める計画をいう。
- 12. 指示とは、監督職員が請負者に対し、事業実行上必要な事項について示し、実施させることをいう。
- 13. 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は請負者が書面により同意することをいう。
- 14. 報告とは、請負者が監督職員に対し、事業の状況又は結果について知らせることをいう。
- 15. 連絡とは、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し、事業実行に関する事項について知らせることをいう。
- 16. 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを 有効とする。
 - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と 差し換えるものとする。
 - (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
- 17. 立会いとは、契約図書に示された項目において、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
- 18. 検査とは、監督職員が事業の実行に関して、設計図書に基づき出来形、材料、規格、仕上がり状況等について確認することをいう。
- 19. 完了検査とは、検査職員が請負契約約款に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
- 20. 検査職員とは、請負契約約款の規定に基づき、完了検査、指定部分完了検査及び請負契約約款第38条に基づく部分検査を行うために発注者が定めた者をいう。
- 21. 確認とは、事業の実行に関して請負者の通知又は申し出に基づき監督職員がその事実を認定することをいう。
- 22. 同等以上の品質とは、品質について、設計図書で指定する品質、又は設計図書に指定がない場合には、監督職員が承諾する試験機関の保障する品質の確認を得た品質、若しくは、監督職員の承諾した品質をいう。
- 23. 事業期間とは、契約図書に明示した事業を実行するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- 24. 事業開始日とは、事業の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。
- 25. 事業着手日とは、事業開始日以降の実際の事業のための準備作業(現場事務所等の建設又は 測量を開始することをいう)の初日をいう。
- 26. 現場とは、事業を実行する場所及び事業の実行に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
- 27. 提出とは、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し事業に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

28. 協議とは、契約図書の協議事項について、発注者若しくは監督職員と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

(監督職員の指示等)

- 第3条 監督職員は、請負契約約款第9条第2項に規定に基づく権限の行使に当たり、請負者に 口頭により指示又は了承したとき若しくは請負者から口頭により報告又は連絡を受けたとき は、監督日誌等にその内容を記載しておくものとする。
- 2 請負者は、監督職員から口頭で指示を受けたとき又は口頭で了承を得たとき若しくは監督職員に口頭で報告又は連絡したときは、その内容を書面に記載しておくものとする。
- 3 監督職員及び請負者は、前2項に基づき記載した連絡及び指示等について、後日その書面に 記載したものを双方で確認するものとする。

(事業現場の管理)

- 第4条 請負者は、常に事業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
- 2. 請負者は、事業実行中監督職員及び道路管理者等の許可なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼすなどの事業方法の採用をしてはならない。
- 3. 請負者は、事業現場及びその周辺にある地上地下の既設物に対し、支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。
- 4. 請負者は、豪雨、出水、土石流その他の天災に対しては、平素から気象情報等について十分 注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかなければならない。
- 5. 請負者は、火薬、油類等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講じなければならない。
- 6. 請負者は、事業現場が危険なため、一般の立入りを禁止する必要がある場合は、その区域に 適当な柵等を設け、また、立入禁止の標示をする等十分な規制措置を講じなければならない。
- 7. 請負者は、事業現場には一般通行人が見やすい場所に事業名、事業期間、事業主体名、請負者の氏名、連絡先及び電話番号、現場責任者氏名等を記入した標示板等を設置しなければならない。
- 8. 請負者は、事業の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、又は第三者に危害を及ぼす等の事故が発生した、場合、又はその徴候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、速やかに監督職員に報告しなければならない。
- 9. 請負者は、事業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、事業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。加えて、地拵・植付・下刈の事業区域内においては指定場所であっても火気の使用(加熱式たばこ等の火気の使用を伴わない喫煙を含まない)を禁止しなければならない。更に、以上を踏まえて、林野火災防止に関する誓約書を第6条に定める事業計画書の提出に併せて提出しなければならない。

(事業中の安全確保)

- **第5条** 請負者は、安全に関する諸法令通達等を遵守し、常に作業の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
- 2. 請負者は、使用する林業機械等の選定、仕様等については、設計図書により林業機械等が指定されている場合には、これに適合した林業機械等を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。
- 3. 請負者は、事業期間中、安全巡視を行い、事業区域及びその周辺の監視あるいは関係者と連絡を行い安全を確保しなければならない。
- 4. 請負者は、作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。
- 5. 請負者は、安全・訓練等について、次の各号の内容を含む安全に関する研修・訓練等を計画 的に実施しなければならない。なお、事業計画書に当該事業内容に応じた安全・訓練等の具体 的な計画を作成し、発注者に提出するとともに、その実施状況については、日誌等に記録した 資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出 しなければならない。
 - (1) 当該事業内容等の周知徹底
 - (2) 安全作業の周知徹底
 - (3) 当該現場で予想される事故対策
 - (4) 当該事業における災害対策訓練
 - (5) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 6. 請負者は、所轄警察署、道路管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡 を取り、事業中の安全を確保しなければならない。
- 7. 請負者は、事業現場が隣接し又は同一場所において別途造林事業又は製品生産事業若しくは 工事がある場合は、請負業者間の安全な事業実施に関する緊密な情報交換を行うとともに、非 常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うものとする。
- 8. 請負者は、事業中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に林業機械等の運転等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
- 9. 請負者は、事業計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の 状況を勘案し、防災対策を考慮の上実行方法及び実行時期を決定しなければならない。特に梅 雨、台風等の出水期の実行にあたっては、実行方法、事業の進捗について十分に配慮しなけれ ばならない。
- 10. 請負者は、労働安全衛生規則等に基づき、作業計画書を作成し、事業着手前までに発注者に 提出しなければならない。

請負者は、作業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に変更する 事項について変更作業計画書を提出しなければならない。

(事業計画書)

第6条 請負者は、事業着手前に当該事業の目的を達するために必要な手順や実行方法等について事業計画書を発注者に提出しなければならない。

請負者は、事業計画書を遵守し事業を実行しなければならない。

この場合、請負者は、事業計画書に次の事項について記載するとともに、雨天及び荒天時等 に配慮したものとしなければならない。

また、発注者がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

なお、請負者は事業期間が短い場合等の簡易な事業においては、発注者の承諾を得て記載内 容の一部を省略することができる。

- (1) 事業概要
- (2) 事業工程表
- (3) 現場組織表 (「現場代理人その他技術者の有資格者表」及び「労働者の社会保険等加入状況一覧表」を併せて作成する。また、下請負がある場合は、各下請負者の実行の分担関係を体系的に示すものとする。)
- (4) 機械使用計画
- (5) 材料納入計画
- (6) 安全管理計画
- (7) 緊急時の体制及び対応
- (8) その他
- 2. 請負者は、事業計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該事業に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。
- 3. 監督職員が指示した事項については、請負者は、さらに詳細な事業計画書を提出しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

- **第7条** 請負者は、支給材料の提供を受けた場合には、その受払い状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
- 2. 請負者は、事業完了時には、不用となった支給材料又は貸与品は、速やかに監督職員の指示する場所で支給材料等返納明細書を添えて、返還しなければならない。
- 3. 請負者は、機械器具等の貸与品を受ける場合には、機械器具等貸与申請書を提出して借り受け、借受物品返還書を添えて、返還しなければならない。

(事業現場発生品)

第8条 請負者は、事業の実行によって現場発生品が生じた場合は、監督職員に報告し指示を受けなければならない。

(事業区域の確認)

- 第9条 請負者は、事業の実行に先立ち、あらかじめ事業区域の周囲を確認し、必要に応じ測量 を実施しなければならない。
- 2. 請負者は、測量標、基準標、用地境界杭等については、位置及び高さが変動しないように適切に保存するものとし、原則として移設してはならない。

ただし、やむを得ない事情によりこれを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得

て移設することができる。

(事業実行中の環境への配慮)

- 第10条 請負者は、事業の実行に当たっては、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に 十分配慮するとともに、自然環境、景観等が著しく阻害される恐れのある場合及び監督職員が 指示した場合には、あらかじめ対策を立て、その内容を監督職員に提出しなければならない。
- 2. 請負者は、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、事業計画及び事業の実行の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- 3. 請負者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。

(官公庁等への手続)

- 第11条 請負者は、事業期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- 2. 請負者は、事業実行にあたり請負者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等 を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難い 場合は監督職員の指示を受けなければならない。
- 3. 請負者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前 に監督職員に報告しなければならない。

(諸法規の遵守)

第12条 請負者は、関係法令及び事業実行に関する諸法規を遵守し、事業の円滑な進捗を図る とともに、関係法令等の適用は、請負者の負担と責任において行わなければならない。

(実行管理)

- 第13条 請負者は、事業実行中は、別添の「造林事業請負実行管理基準」により次に掲げる実 行管理を行い、事業終了後その記録を監督職員に提出しなければならない。
 - (1) 事業進捗状況の管理
 - (2) 出来形の管理(監督職員が指示した作業種に限る。)
 - (3) 実行記録写真の整理
- 2. 複数年にわたる契約においては、前項の規定中「事業終了後」とあるのは「当該年度における最終の部分完了届の提出の際又は事業終了後」とする。
- 3. 前2項にかかわらず、発注者は必要に応じて、請負者に対しこの契約による事業の実行状況 等について報告を求めることができるものとする。

(交通安全管理)

第14条 請負者は、事業用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下 等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損 害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、請負契約約 款第29条によって処置するものとする。

- 2. 請負者は、事業用車両による事業用資材及び機械等の輸送を伴う事業については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
- 3. 請負者は、供用中の道路に係る事業の実行にあたっては、交通の安全について、監督職員、 道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、十分な安全対策を講じなければならない。
- 4. 請負者は、設計図書において指定された事業用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、事業用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
- 5. 請負者は、指定された事業用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、請負者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。
- 6. 請負者は、発注者が事業用道路に指定するもの以外の事業用道路は、請負者の責任において 使用するものとする。
- 7. 請負者は、他の請負者と事業用道路を供用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する請負者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
- 8. 請負者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管 してはならない。毎日の作業終了時及び何らかの理由により作業を中断するときには、一般の 交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を徴去しなくてはならない。

(事業中の検査又は確認)

- 第15条 請負者は、設計図書に指定された事業中の検査又は確認のための監督職員の立会いに あたっては、あらかじめ監督職員に連絡しなければならない。
- 2. 監督職員は、事業が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするために必要に応じ、 事業現場に立入り、立会いし、又は資料の提出を請求できるものとし、請負者はこれに協力し なければならない。
- 3. 請負者は、監督職員による検査(確認を含む)及び立会いに必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。
- 4. 監督職員による検査(確認を含む)及び立会いの時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りでない。
- 5. 請負者は、請負契約約款第9条第2項第2号、第13条第2項又は第14条第1項の規定に基づき、監督職員の立会いを受け、材料検査(確認を含む)に合格した場合にあっても、請負契約約款第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

(完了検査)

第16条 完了検査、指定部分完了検査及び請負契約約款第38条に基づく部分検査に当たって

- は、現場代理人、その他立会いを求められた事業関係者が、必ず立ち会って検査を行わなけれ ばならない。
- 2. 請負者は、完了検査のために必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料を 整備するとともに、測量その他の措置については、検査職員の指示に従わなければならない。

(跡片付け)

第17条 請負者は、事業地及びその周辺の保全、跡片付け及び清掃については、事業期間内に 完了しなければならない。

(文化財の保護)

- 第18条 請負者は、事業の実行に当たって文化財の保護に十分注意し、現場作業者等に文化財 の重要性を十分認識させ、事業中に文化財を発見したときは直ちに事業を中止し、監督職員に 報告し、その指示に従わなければならない。
- 2. 請負者が、事業の実行に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約 に係る事業に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有する ものとする。

(調査・試験に対する協力)

第19条 請負者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、 監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。

(事業の下請負)

- 第20条 請負者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければ ならない。
 - (1) 請負者が、事業の実行につき総合的に企画、指導及び調整するものであること
 - (2) 契約締結前には、下請負を行う者が具体的に特定されていること。なお、事業実行中にやむを得ない事由で新たに下請負に付する場合又は下請者を変更する場合等は、事前に発注者に協議すること。
 - (3) 下請負が作成した見積書の金額が、請負者が作成する積算内訳書に正しく反映されていること
 - (4) 下請負者が指名停止期間中でないこと
 - (5) 下請負者は、当該下請負事業の実行能力を有すること
 - (6) 現場代理人は、請負者が直接雇用する者であること
- 2 請負者は、次の各号の書類を、下請負者から徴すか又は請負者が作成して、発注者に提出し なければならない。
 - (1) 請負者が作成する積算内訳書及び下請負者が作成した見積書
 - (2) 下請負に付する事業に充てる労働者について、労賃単価が最低賃金以上であることを証す る賃金台帳等の書類(下請負者が実質的に家族労働又はそれに類する場合であってこれらの 書類が存在しないか、作成できない又は困難である場合は、代替となる書類であっても差し 支えない。)

- (3) 下請負に付する事業に充てる労働者について、労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、 厚生年金保険の賦課状況を示す各人別の一覧表
- 3 請負者は、各下請負者の実行の分担関係を表示した体系図を事業関係者及び公衆が見やすい 場所に掲示しなければならない。

(事故報告書)

- 第21条 請負者は、事業の実行中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとと もに、監督職員が指示する様式(事故報告書)で指示する期日までに、提出しなければならな い。
- 2. 請負者は、労働災害(死亡災害又はこれに準ずる重大な災害)が発生したときは、直ちに発注者に報告しなければならない。

(設計図書の取扱い)

- 第22条 請負者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、市販されている図面については、請負者が備えるものとする。
- 2. 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図面及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

(周辺住民との調整)

- **第23条** 請負者は、事業の実行に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 2. 請負者は、地元関係者等から事業の実行に関して苦情があった場合において、請負者が対応 すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- 3. 請負者は、事業の実行上必要な地方公共団体、地域住民等との交渉を、自らの責任において 行うものとする。この場合において請負者は、交渉に先立ち、監督職員に事前報告の上、誠意 をもって対応しなければならない。
- 4. 請負者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

第2章 材料

(適用範囲)

第24条 事業に使用する材料は、設計図書に示す品質、規格によるものとする。

(材料の検査)

- 第25条 請負者は、設計図書に基づき材料を納入した場合は、数量、品質、規格について検査 し、その検査結果を野帳等に記録しておかなければならない。
- 2 監督職員は、必要に応じ、前項の検査記録の提出を請負者に請求できるものとし、請負者は、

それに応じなければならない。

第3章 事業の実行

(一般)

- 第26条 各作業の実行に当たっては、第1章及び第2章によるもののほか、本章によらなければならない。
- 2. 具体的な実行方法及び本章にない事項については、森林管理局仕様書及び特記仕様書によらなければならない。
- 3. 本仕様書に明示していない事項又は疑義を生じたときは、監督職員の指示を受け、請負者はこれに従うものとする。
- 4. 事業実行に当たっては、林地保全に配慮するとともに保残木や稚幼樹の保護に努めなければならない。
- 5. 事業実行に伴う支障木の発生は極力防止するものとし、止むを得ず発生若しくは発生のおそれがある場合は、監督職員に届け出てその指示を受けてから処理を行うものとする。
 - ただし、監督職員の指示を受ける前に人命の安全などのため緊急措置として止むを得ず伐除 する必要が生じた場合は、伐除後速やかに監督職員に報告しなければならない。
- 6. 請負者は、事業上必要な諸施設の内容並びに設置箇所等については、監督職員の指示に従い 所定の手続きを経て実行するものとする。
- 7. 事業実行に当たっては、諸法令及び諸通達に示す指導事項を遵守しなければならない。
- 8. 事業地内の火災並びに山火事防止は万全の措置を講ずるとともに不注意から失火することのないようにしなければならない。
- 9. 本事業終了に際しては、事業現場等の整理、清掃し、これに要する費用は請負者の負担とする。

(地拵)

- 第27条 請負者は、地拵は、地際から刈払い、伐倒しなければならない。
- 2. 請負者は、伐倒木・枝条等の整理については、特に定めや監督職員の指示がある場合を除き、 植栽の支障にならないようにし、また、滑落・移動しないようにしなければならない。

(植付)

- 第28条 請負者は、苗木の運搬については、根をこも、むしろ等に包み、堀取から植付までの間、乾燥、損傷に注意して活着不良とならないように処理しなければならない。
- 2. 請負者は、苗木の運搬(携行)の際には必ず苗木袋を使用し、根は絶対に露出させてはならない。
- 3. 請負者は、苗木の掘取り、荷作り等は、1日の植付け作業量等を考慮し、迅速に行わなければならない。

また、植付け後に苗木の衰弱が予想される場合は、監督職員と協議し、幹巻き等の保護処置を講じなければならない。

- 4. 請負者は、日光の直射が強い日及び強風の際は、なるべく植付を避けるものとし、やむを得ず実施する場合は、苗木、植穴、覆土等の乾燥に十分注意しなければならない。
- 5. 請負者は、植付のため、植栽地に苗木を運搬するときは、1日の植付け可能本数を小運搬の 限度とし、植栽地付近に小運搬された苗木はただちに仮植を行い、乾燥を防ぐ措置をしなけれ ばならない。
- 6. 請負者は、植付は、指定期間内に完了しなければならない。ただし、気象条件などにより指 定期間内に完了が困難になったときは、すみやかに監督職員に報告し、指示を得なければなら ない。
- 7. 請負者は、気象状況により乾燥が続き、植付後の活着が危ぶまれるときは、作業を中止して 監督職員と協議しなければならない。

(仮植)

第29条 請負者は、仮植地については、植栽予定地の近くで適澗地を選定し、事前に耕やして おかなければならない。

(下刈)

- 第30条 請負者は、下刈に当たっては、笹、雑草、灌木、つる類等植栽木の成育に支障となる 地被物を地際から刈り払わなければならない。
- 2. 請負者は、刈り払い物については、植栽木を覆わないよう、植栽木の列間に存置しなければならない。
- 3. 請負者は、下刈作業中、植栽木を損傷しないよう注意しなければならない。

(つる切)

- **第31条** 請負者は、つる切に当たり、植栽木及び有用天然木に着生するつる類については、根元から切断しなければならない。
- 2. 請負者は、植栽木に巻きついたつる類については、植栽木を損傷しないように除去しなければならない。

(除伐、除伐2類、保育間伐)

- 第32条 請負者は、除伐、除伐2類、保育間伐の実施に当たり、伐採対象木が標示してない場合は、標準地又は類似林分の選木状況に準じ対象木を選木しなければならない。
- 2. 請負者は、伐倒に当たっては、対象木以外の立木を損傷しないよう注意しなければならない。
- 3. 請負者は、かかり木はそのまま放置することなく地面に引き落してから次の作業を行わなければならない。
- 4. 請負者は、伐倒木については、必要に応じて樹幹から枝条を切り払い、樹幹を玉切りしなければならない。
- 5. 請負者は、伐倒木については、必要に応じて後続作業の支障とならない箇所に集積するか、 集積困難なものは移動等しないよう等高線に平行に存置しなければならない。
- 6.請負者は、除伐、除伐2類、保育間伐においては、目的樹種以外であっても、監督職員の指示

に従い、植栽木のない箇所に生育する天然有用樹や尾根筋又は沢筋に生育する有用樹、林分保 護上必要な場合は林緑木について、保残するよう努めなければならない。

(枝打)

第33条 請負者は、枝打の対象木及び枝を打つ範囲(程度)については、標準地等の実施状況 に準ずるか、又は監督職員の指示によらなければならない。

(病虫獣害防除)

- 第34条 請負者は、病虫獣害防除を行うに当たって、薬剤を散布する場合は、対象林分等の周辺の環境に十分配慮するとともに、風向等の気象条件を考慮して、散布しなければならない。 特に、飲料水等の摂取場所については、留意すること。
- 2. 請負者は、散布に当たっては、作業従事者に対し保護具等を着用させなければならない。
- 3. 請負者は、使用後の薬剤の容器等は、現地に放置するのではなく、持ち帰り適切に処分すること。

(歩道新設・修繕)

- 第35条 請負者は、歩道の新設又は修繕に当たっては、測量杭を中心とし、幅員に余裕をもった範囲内の笹、雑草、潅木等を刈払い、横断方向路面は水平に整地し、根株は支障とならないよう除去しなければならない。
- 2. 請負者は、凹地形、又は滞水のおそれのある箇所については、排水溝を設けなければならない。
- 3. 請負者は、歩道の新設又は修繕により生じた切取り残土については、崩落、流出等のないよう設計図書に基づき処理しなければならない。なお、設計図書に示された以外の方法で処理する場合は、監督職員の指示によるものとする。

林野火災防止に関する誓約書

林野火災は、ひとたび発生すると、乾燥、強風等の気象的要因や、落葉、枯草等の堆積状況等によっては一気に被害が拡大する危険性を有しており、その未然防止が極めて重要です。

林野火災の原因の多くは火の不始末等による人為的なものであり、森林整備に携わる者としては特に注意していく必要があると認識しています。

このため、当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、林野火災防止に関し、約款、標準仕様 書及び特記仕様書(特記仕様書に定めがあれば記載)の遵守を改めて誓約するとともに、国有林野内において、 下記の事項を遵守することを誓約します。

この誓約が虚偽であること、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は 一切申し立てません。

記

1 標準仕様書第4条第9項を遵守し、作業員等に徹底させます。

標準仕様書第4条第9項

請負者は、事業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずものとし、事業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。加えて、地拵・植付・下刈の事業区域内においては指定場所であっても火気の使用(加熱式たばこ等の火気の使用を伴わない喫煙を含まない。)を禁止しなければならない。

- 2 標準仕様書第4条第9項に基づく喫煙の指定場所(以下「指定場所」という。)については、車内・屋内及び 林道・作業道等の路網上を優先して指定します。また、作業中の喫煙は厳に慎むこととします。
- 3 地拵・植付・下刈の事業区域外の指定場所において、火気の使用を伴う喫煙を行う際には周辺の落葉・落枝等の可燃物の除去を徹底するとともに、喫煙後は、消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰ります。
- 4 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行います。
- 5 本事業に従事するすべての作業員に対して、誓約事項を周知徹底します。

森林管理署長 殿

年 月 日

住所又は所在地 氏名又は名称

チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画

(調査・記録での活用可能)

調査・記録:令和 年 月 日	事業者名	
作成:令和 年 月 日 第 同改定:会和 年 日 日	調査・記録職氏名	
第 回改定:令和 年 月 日	計画作成者職氏名	

		計 単 F 成 名 順 氏 名	
	場(現場·団地)名 場所(林班等) 班名		_
作業	責任者名・連絡先		
作業	期間	自令和年月日~至令和年月日	
作業地	①地形の状況	(傾斜) 平地 傾斜地 段差地 (傾斜地の場合) 急傾斜 中間 なだらか (平均的な傾斜	°)
		(斜面の向き)日照よい(南向き等) それ以外(北向き等) (※留意点)
	②地質・水はけの状況	(岩石地・崩壊地) 大きい 中間 小さい (※留意点)
		(転石・浮石) 多い 中間 少ない (※留意点)
		(水はけ) よい 中間 悪い (※留意点)
	③埋設物·架空線の近 接の状況	(埋設物) 無 有()(※留意点)
地		(架空線) 無 有()(※留意点)
の概況	④伐倒対象の立木の	(樹種) スギ ヒノキ その他()
	状況	(樹齢) () 年生が主体 (大きさ)胸高直径(cm 程) 樹高(m程)
		(大きさのばらつき)多い 中間 少ない (※留意点)
		(立木の密度) 密 中間 疎 (※留意点)
	⑤つるがらみ、枝がら みの状況	(つるがらみ) 無 有 (※留意点 (枝がらみ) 無 有 (※留意点)
	⑥枯損木等の状況	(枯損木) 無 有 (※留意点 (風倒木) 無 有 (※留意点)
	⑦下層植生の状況	(かん木) 密 中間 疎 (※留意点 (草本) 密 中間 疎 (※留意点)
	⑧作業の方法	チェーンソーの使用 車両系木材伐出機械の使用 その他()
	9伐倒の方法	間伐(定性 列状) 皆伐 択伐 切捨て その他()
	⑩伐倒の順序	尾根部から谷部へ 谷部から尾根部へ その他()
作業	①かかり木処理の作 業方法	車両系木材伐出機械 フェリングレバー ロープ その他()
業計	⑫退避場所設定標示	テープ表示 その他()
画の内容	③立入禁止設定標示	標識看板 縄張り カラーコーン その他()
	⑭合図の方法	笛 トランシーバー 手旗 その他()
	⑤伐倒木等転落·滑動 防止措置	杭止め 支柱 下方の立入禁止 その他()
	16その他安全対策		

作業を行う場所・作業の方法の概略図

※ 緊急車両の走行経路、携帯電話等・無線通信による通信が可能である範囲等を記入することが可能であること。 なお、既に、作業を行う場所を示す図面(事業図、森林図、地籍図等)を作成している場合には、本様式に添付すること により記入を省略することとして差し支えないこと。

作業班	作業者名		チェーンソ	一使用在	有無	チェーン	ンソーメー	ーカー	台数	
			有	無						
			有	無						
			有	無						
			有	無						
緊急時の対応			林班 小	い班	G F	S 緯度 : 経度 :				
		消	防署(電話).		;	病院(電	話)
		緊急車両待合せ場所(林道等名称・位置)								
		会社(〇〇事務所)	(電話)				
	18携帯電話等・無線通信 による通信可能範囲	林道等名称·位置								
	19備考									

(※1)各欄については、作業の実態に応じて、○印などにより、該当する複数の項目を選択することとして差し支えないこと。(※2)記入に当たっては、計画の実態に即した内容を記入すること。必要に応じて、項目の名称、記載事項の変更等を行うこととして差し支えないこと。また、「記入例」、裏面の「記入に係る留意事項等」を参考にすること。

(裏面) 記入に係る留意事項等

本様式については、以下の点に留意の上記入すること。

1. 基本的な事項

- (1) 記入に当たっては、必ずしも、作業計画のすべてを本様式中に記入することを求めるものではなく、必要に応じて別紙等を添付することとして差し支えないこと。なお、その場合には、別紙等を含めて、確実に労働者に周知すること
- (2) チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業のための調査及び記録を行う場合であっても、本様式の様式を活用することは可能であること。
- (3) 事業者は、この標準的な様式を踏まえ、予め、各事業場の実態を踏まえた記入例を記入した様式を作成し、社内で配布することは望ましいこと。

2. 作業地の概況に係る留意事項

- (1) 本様式の各欄については、作業の実態に応じて、○印などにより、該当する複数の項目を選択することとして差し支えないこと。
- (2) 計画の実態に即した内容を記入することとし、必要に応じて、項目の名称、記入事項の変更等を行って差し支えないこと。また、「記入例」、「記入に係る留意事項等」を参考にすること。
- (3)「※留意点」の欄には、作業の実態に応じて、適宜、安全に作業を行う上で必要となる情報について記入すること。
- (4)「①地形の状況」の(傾斜)の欄には、平地であるか、傾斜地であるか、段差地であるか等を記入すること。
- (5) 「①地形の状況」の(傾斜地の場合)の欄には、急傾斜か、なだらか、その中間であるか、さらには、平均的な傾斜(おおよその傾斜角度)を記入すること。
- (6) 「①地形の状況」の(傾斜の向き)の欄には、南向き等により日照がよいか、それ以外か(北向き等により日照がよいといえないか等)を記入すること
- (7) 「②地質・水はけの状況」の(岩石地・崩壊地)の欄には、岩石地や崩壊地が占める場所が、大きいか、小さいか、 その中間であるかを記入すること。
- (8) 「②地質・水はけの状況」の(転石・浮石)の欄には、転石や浮石が多いか、少ないか、その中間であるかを記入すること。
- (9) 「②地質・水はけの状況」の(水はけ)の欄には、水はけが、よいか、悪いか、その中間であるかを記入すること。
- (10)「③埋設物・架空線の近接の状況」の(埋設物)及び(架空線)の欄には、作業を行う場所での有無を、有る場合には、その物を記入すること。
- (11) 「④伐倒対象の立木の状況」の(樹種)の欄には、スギであるか、ヒノキであるか、それ以外である場合には、その樹種を記入すること。
- (12) 「④伐倒対象の立木の状況」の(樹齢)の欄には、伐倒対象の立木のうち、主体となる樹齢を記入すること。なお、樹齢については、概ねの年数であって差し支えないこと。
- (13)「④伐倒対象の立木の状況」の(大きさ)の欄には、伐倒対象の立木における平均的な胸高直径、平均的な樹高を記入すること。なお、上限と下限を示す等により範囲を示す記入であっても差し支えないこと。
- (14) 「④伐倒対象の立木の状況」の(大きさのばらつき)の欄には、伐倒対象の立木における胸高直径、樹高のばらつきの程度について、大きいか、小さいか、その中間であるかを記入すること。
- (15) 「④伐倒対象の立木の状況」の(立木の密度)の欄には、伐倒対象の立木の密度について、密集しているか (密)、疎らか(疎)、その中間であるかを記入すること。
- (16) 「⑤つるがらみ、枝がらみの状況」の(つるがらみ)及び(枝がらみ)の欄には、伐倒対象の立木でのそれらの有無を記入すること。
- (17)「⑥枯損木等の状況」の(枯損木)及び(風倒木)の欄には、作業を行う場所での有無を記入すること。
- (18) 「⑦下層植生の状況」の(かん木)及び(草本)の欄には、作業を行う場所において、各々が多いか、少ないか、 その中間であるかを記入すること。

3. 作業計画の内容に係る留意事項

- (1) 「**⑧作業の方法**」の欄には、チェーンソーの使用の有無、車両系木材伐出機械の使用の有無を記入すること。また、チェーンソーを用いて造材の作業を行う場合には、造材する順序等の必要な留意事項を記入すること。
- (2) 「⑯その他安全対策」の欄には、様式中に記載されている対策以外の安全対策であって、リスクアセスメントの実施結果、過去に発生した労働災害やヒヤリハットの事例、危険予知の実施結果等を踏まえた措置を記入すること。

- 4. 作業を行う場所・作業を行う方法の概略図に係る留意事項
- (1) 事業者は、既に、作業を行う場所を示す図面(事業図、森林図、地籍図等)を作成している場合には、本様式に添付することにより記入を省略することとして差し支えないこと。なお、作業を行う場所の範囲が狭い場合には、手書きにより概略図を記入することとして差し支えないこと。
- (2) 概略図には、「①地形の状況」、「②地質・水はけの状況」及び「③埋設物・架空線近接の状況」等に関する情報を記入することが望ましいこと。
- (3) 安全対策を効果的に検討するために、次の情報を記入すること。
- ア 労働災害の発生のおそれがある場所
 - (ア) 岩石地や崩壊地であるように、労働者が墜落・転落するおそれがある場所
 - (イ) 立木に、つるがらみ、枝からみが多い等のように、かかり木が発生するおそれがある場所
 - (ウ) 枯損木、風倒木が多い等のように、幹や枝が飛来・落下等するおそれがある場所

イ 作業の方法

- (ア) 作業を行う場所が近接して複数ある場合には、作業着手の順番(どの場所から作業を開始して、どのように作業を行うのか。)がわかるように、必要な情報を記入すること。
- (イ) 立木の伐倒方向がわかるように、その方向を矢印等で記入すること。

5. その他

(1) 「®携帯電話等・無線通信による通信が可能である範囲」の欄には、移動体通信(携帯電話(スマートフォンを利用する場合を含む。)及びPHS。)又は無線通信(トランシーバーを含む。)による通信が可能である範囲を記入する

ナラ枯れ防除事業特記仕様書

※ ナラ枯れ防除(伐倒くん蒸・薬剤注入)

記録写真仕様書

(写真の提出)

1. 作業記録写真は、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督職員に提出しなければならない。 なお、提出部数については2部(治山事業については3部)提出するものとする。

(準備器材)

- 2. 写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。
 - ア 写真機(予備を用意しておく)
 - イ 作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黒板。

(写真撮影)

- 3. 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 被写体には、必ず2. イの所要事項を記入した黒板を添えなければならない。
 - イ 撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確かめなければならない。
 - ウ 提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ (7.6cm×11.2cm)以上のカラー写真とし、 必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
 - エ 作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。
 - オ 作業前、作業中(作業功程毎)、作業後の状況を、全箇所(小班)を撮影することとする。 ただし、作業区域が同流域かつ作業仕様が同一の場合は1林小班とみなし、監督職員の指示により、その区域の代表的な箇所で撮影すればよいものとする。

(写真整理)

4. 撮影箇所毎(作業前・作業中・作業後)に順序よく編集し、四ッ切以上のフリーアルバムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黒板の不明瞭なものは、黒板記載事項及び作業内容を記述する。

(デジタル写真)

- 5. デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督職員の承諾を得た場合 は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
 - イ 記録形式は J P E G とし、圧縮率、撮影モードについては監督職員と協議の上決定する。
 - ウ 有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。
 - エ 印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用で3年間程度 以内に顕著な劣化が生じないものとする。

(その他)

6. この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員 にその事由を申し 出て、指示を受けなければならない。

伐倒くん蒸作業仕様書

- 1 作業着手前には、立ち入り禁止等の注意標識等を設置し、入林者が作業箇所に近づ かないよう周知すること。
- 2 本作業の区域は別紙図面のとおりであり、該当立木(駆除対象木)については、別 紙事業内訳書のとおりであるが、標示については、胸高部に黄色テープ等で鉢巻き 標示し、併せてナンバーテープで標示しているので全て伐倒すること。

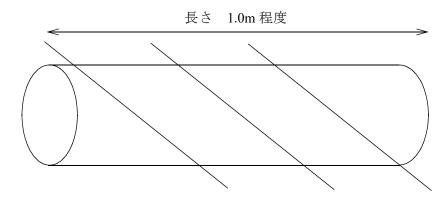
止むを得ず支障木として伐倒しなければならない立木が生じた場合は、監督職員の 指示を受けること。

- 3 該当立木(駆除対象木)を伐倒する場合は、伐倒木の状態、周囲の地形等を十分考慮し、かかり木にならないようにすること。
- 4 伐点は地上高 30 cm以下とし、ツル等を切除して伐採断面を平滑にしたうえ、薬剤 が浸透しやすいようにチェンソーで切れ込みを入れること (別紙のとおり)。
- 5 集積箇所は、歩道等入林者の通行する箇所及び沢付近等で処理材の流出の恐れのある場所を避けるとともに、傾斜地等の集積で滑落等の恐れのある場合は、杭などにより防止処置を講じること。
- 6 枝条部分は、長さ 50 cm程度に切断し、幹とは別に集積すること (くん蒸は要しない)。
- 7 伐倒した幹は、長さ 1.0 m程度に切断し、薬剤が浸透しやすいようにチェンソーで切れ込みを入れること(別紙のとおり)。
- 8 切断した幹の集積に当たっては、被覆時に破れが生じないよう、端部を処理しておくとともに、切片もシート内に入るよう集積すること。また、地面に接する面を小さくし、くん蒸の効果が十分得られるよう、枕材を下部に入れること。なお、4で切除したツル等も併せてくん蒸すること。
- 9 伐根及び集積した幹は、全体をシート(生分解性でガスバリア性が高いシートを使用することとする。)で覆えるように準備し、片側をめくり上げ、カーバム剤の場合にあっては1 m3 当たり1 l、カーバムナトリウム塩液剤の場合にあっては1 m3 当たり 0.75 l を飛び散らないように静かにまんべんなく上部にまき散らし、ただちにシートで被覆すること。
- 10 シートの継ぎ足しはしないこと。また、被覆時に万が一破れが生じた場合には、耐 久性のある粘着テープ等で直ちに補修すること。
- 11 被覆処理中のシートが、風等で剥がれないようにシートの裾を土等で十分おさえること。
- 12 薬剤処理集積箇所には薬剤名、薬剤数量、処理年月日、薬剤処理材数量、作業責任 者名を表示すること。
- 13 使用する薬剤は、適宜受払簿を作成し管理すること。
- 14 薬剤の使用にあたっては、農薬取締法に定められた使用方法、使用量や使用上の注意事項を守り作業を行うこと。

- 15 作業終了に際しては、使用済み空容器の回収、処理については、監督職員の確認を受け、請負者において必ず行うこと。
- 16 この仕様書及び特記仕様書により難い場合、又は明記していない事項で必要ある時は、監督職員にその事由を申し出て指示を受けること。

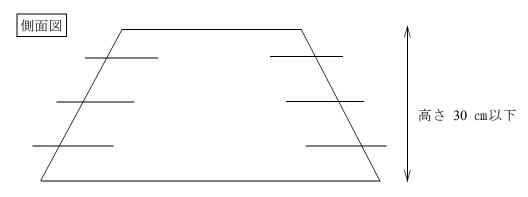
切れ込みの深さは5cm程度とする。

丸太

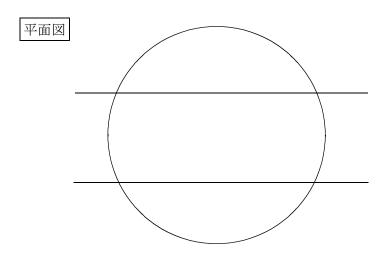


切れ込みは末口 30 cmまでは斜めに片側3箇所 末口30 cm以上は両側3箇所ずつ

伐根部



左右3箇所ずつ



上部2箇所

薬剤仕様書

- 1 作業名 ナラ枯れ防除事業(伐倒くん蒸)
- 2 指定薬剤
 - ①農林水産省農薬登録済であること。
 - ②農薬の種類、有効成分、1m3当たり使用量

カーバム剤(N-メチルジチオカルバミン酸アンモニウム50.0%)

被覆内容積1m3当たり1,000m1

又は

カーバムナトリウム塩液剤 (ナトリウム=メチルジチオカルバマート40.0%) 被覆内容積 $1\,\mathrm{m}3$ 当たり $750\mathrm{m}1$

若しくは

カーバムナトリウム塩液剤 (ナトリウム=メチルジチオカルバマート42.0%)

被覆内容積1m3当たり750m1

③人畜毒性:普通物

④適用木名:ナラ伐倒木

⑤適用害虫名:カシノナガキクイムシ

- 3 くん蒸箇所 1号 岩手県宮古市田老字摂待山国有林580林班ろ小班(別添図面参照)
- 4 その他
 - ①特記仕様書のとおり
 - ②使用薬剤容器は責任を持って収去すること。

特記仕様書

三陸北部森林管理署長(以下「発注者」という)が発注するナラ枯れ防除事業請負においては、以下の作業仕様書の各項に特記を付す。

1. (ナラ枯れ防除)

「伐倒くん蒸作業仕様書」

2 (追記項目)

(1) 調査木に標示されたナンバーテープは全て回収し、事業完了時に実行証明資料として整理して提出すること。